

岩手大学同窓会連合会則

(平成21年6月1日制定)
(令和4年5月24日最終改定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岩手大学同窓会連合と称する。

(目的)

第2条 本会は、第5条に定める会員相互の親睦を深め、会員の総意に基づく事業等を実施することで岩手大学の発展に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 会員相互の親睦に関する事。
- 二 会員相互の情報提供に関する事。
- 三 岩手大学への支援に関する事。
- 四 正会員及び支部への支援に関する事。
- 五 会員と支部相互の親睦並びに情報提供に関する事。
- 六 その他本会の目的を達成するために必要となる活動

(事務所)

第4条 本会は、事務所を岩手大学内に置く。

- 2 本会は必要に応じて、職域及び地域等に支部を置くことができる。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正会員
- 二 特別会員

(正会員)

第6条 正会員は、次に掲げる同窓会組織（以下「各学部同窓会」という。）をいう。

- 一 岩手大学人文社会科学部同窓会（七友会）
- 二 岩手大学教育学部同窓会（北桐会）
- 三 岩手大学理工学部同窓会（一祐会）
- 四 岩手大学農学部同窓会（北水会）

(特別会員)

第7条 岩手大学を特別会員とする。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 副会長 3名若しくは4名
- 三 監事 2名

2 役員任期は2年とし、会長及び副会長については再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 会長は、本会を代表し、会務一切を統括する。

2 会長は、各学部同窓会の推薦により理事会で選出する。

(副会長)

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

2 副会長は、各学部同窓会のそれぞれの会長（前条第2項により会長に選出された者を除く。）をもって充てる。

(監事)

第11条 監事は、本会の会計を監査する。

2 監事は、各学部同窓会の輪番とする。

第4章 会議

(理事会)

第12条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
- 二 事業実績及び収支決算の報告に関する事。
- 三 役員選出に関する事。
- 四 会則の改廃に関する事。
- 五 その他、本会の運営における重要事項に関する事。

3 理事会は、次に掲げる者をもって理事として構成する。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 各学部同窓会理事 各1名
- 四 岩手大学学長
- 五 岩手大学副学長 1名
- 六 岩手大学各学部長

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

5 理事会は、構成員全員の出席をもって成立する。ただし、代理出席を認めるものとする。

6 理事会の議事は、構成員全員の合意をもって議決する。

7 理事会は、毎年1回開会する。ただし、必要に応じ、臨時に開会することができる。

(運営委員会)

第13条 本会を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

- 一 理事会に提案する議事に関し必要な事項
- 二 本会の事業の企画、立案、実施に関する事項
- 3 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 前条第3項第3号に掲げる各学部同窓会理事
 - 二 前条第3項第5号に掲げる岩手大学副学長
- 4 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 運営委員会は、構成員全員の出席をもって成立する。ただし、代理出席を認めるものとする。

第5章 会計

(運営費)

第14条 本会の運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 各学部同窓会は、会費として年額30万円を7月末日までに、納入するものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 庶務

(庶務)

第16条 本会の庶務は、岩手大学において処理する。

第7章 雑則

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この会則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月24日から施行する。